

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月25日
福井県知事 杉本 達治

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅およびおもり
- 2 検査を行う区域
坂井市のうち平成18年3月29日現在における坂井郡三国町および同郡坂井町の区域、池田町、永平寺町、勝山市、越前市、あわら市、南越前町、小浜市
- 3 実施の期日および場所

市町名	月 日	場 所
永平寺町	6 月 11 日 (水)	永平寺町役場上志比支所
	6 月 12 日 (木)	永平寺町役場
勝山市	6 月 13 日 (金)	勝山市市民会館
	6 月 16 日 (月)	勝山市市民会館
坂井市	6 月 17 日 (火)	坂井市三国支所
	6 月 18 日 (水)	坂井市三国支所
	6 月 19 日 (木)	坂井市役所
池田町	6 月 26 日 (木)	池田町開発センター
越前市	7 月 7 日 (月)	越前市文化センター
	7 月 8 日 (火)	越前市文化センター
	7 月 9 日 (水)	南中山公民館
南越前町	9 月 22 日 (月)	河野住民センター
	9 月 24 日 (水)	南条勤労者体育センター
あわら市	9 月 26 日 (金)	あわら市役所
	9 月 29 日 (月)	あわら市保健センター
小浜市	10 月 2 日 (木)	小浜市働く婦人の家
	10 月 3 日 (金)	小浜市働く婦人の家

- 4 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当する場合に実施する所在場所定期検査の期日および場所

期 日	場 所
6 月 11 日 (水) から 12 月 26 日 (金) まで	特定計量器の所在する場所